



VOL. 8 NO. 4 The University of the Ryukyus Library Bulletin 1975.9.16

指定図書制度の実施について

この度文部省から指定図書費の予算配分があり、文部省の指定図書実施要項にもとづいて指定図書制度を実施するはこびと
なった。

ここに「指定図書制度実施要項」を登載して、教官各位の御
協力をお願いします。また学生諸君の理解によって指定図書が
充分利用されるよう願ってやみません。

指定図書制度実施要項

文部省大学学術局

1. 目的

大学における教育は、原則として教室内の講義等と教室外の
自学自習とによってなりたつ単位制教育である。この教室外の
自学自習を効率的に促進するため、指定図書制度を実施し、こ
れによって単位制教育の理念を生かし、教官と附属図書館が一
体となって教育効果を高揚することを目的とする。

2. 定義

(1) 指定図書

教官が講義等に直接関連して、学生に必読すべきものとして
指定し、多くの場合、試験、演習等の際にはその内容も出題の

対象とする「教官指定学生専用図書」をいう。

指定図書の範囲には次のものは含まない。

- (イ) 教科書（学生が自ら購入すべきもの。）
- (ロ) 参考書（指定図書よりも広い意味で参照利用するもので、学生に必読を課するものではない。）
- (ハ) 参考図書（通読を必要としない目録、索引、書誌、便覧、辞典、事典、地図等。）

(2) 指定図書制度

教官が自らの講義等の内容にしたがって、開講に先立ち指定図書を附属図書館に備付けることを求め、附属図書館では一般図書と区別して排架し、原則として開架閲覧方式に複本を準備して学生の利用に供するものである。これにより教官は指定図書の内容を勘案しながら講義等を行なうもので、教官、学生及び附属図書館の三者が一体的関係を保ちながら、教育効果を高めるものである。

(3) 複 本

指定図書は限られた期間内に、多数の学生が同一の図書を必読すべき性格のものであるから、同一の図書を重複して学生数に応じた一定の割合（複本率）で準備し備付けるものである。

3. 実施対象

(1) 大 学

効果的に指定図書制度を実施し得る態勢がすべての大学に整備されているとはいえないので、予算、大学の規模等を勘案のうえ、態勢が比較的整備されている大学から順次、入学定員に応じて指定図書購入費を配当し、この制度を実施する。

(2) 学 生

さしあたり、主として一般教育課程の第1学年及び第2学年の学生を対象とする。

(3) 科 目

原則として一般教育課程（一般教育科目、外国語科目、保健体育科目）を主とする62単位相当科目を対象とする。

- (イ) 第1学年：一般教育課程の31単位相当科目。
- (ロ) 第2学年：一般教育課程を主とする31単位相当科目（基礎教育科目等を含む。）

(4) 備付け個所

原則として附属図書館の中央図書館（本館）とする。

4. 指定図書制度について留意事項

- (1) 指定図書制度は、学内の理解と積極的な熱意がなければ、効果的に実施できないので、学長をはじめ、附属図書館長、学部長、教養部長、事務局長等があらゆる機会をとらえて、この制度の主旨の周知徹底をはかること。
- (2) 実施にあたっては、一般教育担当の兼任、兼任の教官に対しても連絡を密にし、円滑な実施をはかること。
- (3) 指定図書購入費は最低単位数を基礎として積算されているので、大学においては、その実状に応じ相当額を増額して実施することが望ましい。
また将来にわたって、指定図書の内容が常に講義等の内容に密接に適合するよう、これを補充更新することが望ましいこと。
- (4) 必要な施設、設備および職員等を学内で措置すること。
- (5) 運営を円滑にするためには、附属図書館と一般教育担当教官および関連部局との協力態勢を確立することが必要であり、このためには、たとえば「指定図書制度運営委員会（仮称）」等で次の事項を行なうことが望ましいこと。
 - (イ) 指定図書の指定依頼
 - (ロ) 指定図書の調整、講義等への関連がうすく、かつ個々の教官の研究動向を直接反映しているような図書の指定は望ましくないので、同一授業科目および同一系列を担当する教官が相互に連絡協議し、少なくとも数年間の利用にたえる内要の基礎的な図書を指定しうる調整を行なう。
 - (ハ) 種類数、複本率の調整
指定図書購入費の積算基礎は、種類数を5種類、複本率を学生数10人に1冊の割合としているが、各大学においては、実情に応じ自学自習の時間数等を勘案のうえ、この制度の趣旨を逸脱しない範囲内において適宜、種類数および複本率を変更しても差支えない。受講学生数が200名をこえる科目に上記の複本率をそのまま適用すると、複本数に比して有効に利用される割合がきわめて低い旨報告されているので現段階では、これらの科目の複本数は一応20～25冊程度にとどめる。なおこの冊数で不足を来たず場合にのみ適宜増加することが望ましい。

(二) 外国語図書についての配慮

一般教育課程においては、指定した外国語図書（外国語で記述された図書）の利用率がはなはだ低い旨報告されているので、担当教官の指導如何にもよるが、これらの図書の指定に際しては慎重な配慮が望ましい。

(ホ) 「指定図書の範囲」外の図書および学生が容易に購入し得る比較的低価格の図書の除外。

(ヘ) 担当教官の利用指導の促進

指定図書のうちには、ほとんど利用されないものもある旨報告されているので、定期的に担当教官にその教官が指定した指定図書の利用状況を報告し、利用指導の促進を要請することが望ましいこと。

(ト) 施設。設備。経費および職員等の確保。

(チ) その他

学生用専門図書の充実について

図書館では、学生用専門図書の充実強化について教官各位に公文書を発送し（4月22日付学内図第48号）、御協力を得てきましたが、ここにその集計結果を報告します。

教官請求学生用専門図書学部別内訳表

学 部	教官数	請求教官数	請求冊数	標目数	要購入冊数	金額
法文学部	68	7 (10%)	60	60	46	129,110
教育学部	97	17 (18-)	431	348	331	568,450
理工学部	86	8 (9-)	195	158	154	433,900
農学部	71	7 (9-)	93	66	78	193,610
教養部	40	2 (5-)	75	47	35	90,900
短大部	32	4 (13-)	108	101	98	152,800
保健学部	37	22 (59-)	545	524	445	1,281,400
合 計	431人	67人 (16%)	1,507冊	1,304冊	1,187冊	2,850,170円

注：要購入冊数は請求冊数から本館にすでに所蔵している図書を除いた冊数である。

戦後資料収集調査委員会活動概要報告

まえがき

佐藤首相が1967年12月5日、第57臨時国会の所信表明演舌の中で、両3年以内に沖縄返還の時期について、日米両国間で合意に達するよう努力すると強調した。このことを契機として、琉球大学内で「米国の琉球統治」に関する資料を調査収集しなければならぬという気運が起ってきた。更に佐藤首相は、沖縄返還交渉に決着をつけるため1969年11月17日に訪米、19～21日の3日間3回にわたる日米首脳会談で沖縄返還が1972年核ぬき、本土並みの線で一応合意がなされ、21日（日本時間22日午前）に協同声明が発表された。いよいよ沖縄の本土復帰の年が定まり、「米国の沖縄統治資料」の調査収集を具体的に進めなければならないことが痛感された。

1970年6月20日に、琉球列島高等弁務官ジエームス・B・ランパート中将と琉球大学・池原貞雄学長及び法政学科 宮里政玄教授が懇談の結果、米国民政府（以下民政府という）に統治資料を提供してもよいという意志のあることがわかった。同年7月8日付で公式に学長より高等弁務官あて資料提供の要請を行い、フィアリー民政官、カーナー行政部長等と折衝を行なった。このような経過をたどる中で強力な折衝を行なうため、全学的な立場で責任ある委員会を設置すべきであるとの声があがり、1971年4月に「琉球大学戦後資料収集調査委員会（以下委員会という）が設置されることになり、5月13日に委員会の第1回会議を開き、委員長に宮里政玄教授を選出して活動を開始した。

戦後資料収集調査委員会の活動概要

1. 米国民政府との折衝経過

委員会は先ず1971年5月20日に民政府文書処理コンサルタントのシロード・イースト氏及び同文書処理担当官ジョンO. ローチ二世氏と民政府会議室で資料を提供してもらうよう要請し、その後数回にわたり折衝した結果、秘密文書（国防、軍事、外交関係）以外の副本資料の譲渡並びに必要な資料の複写が可能であるとの回答を得た。

しかるにその後米側の文書処理業務が進むにつれて、資料の残部がないので譲渡できないこと、また資料の複写についても米本国記録保管所の許可がなければ不可能であるなど、先にイースト氏が確約した秘密文書以外の資料さえも複写できないことを伝えてきた。委員会は早速行政首席に働きかけ、1971年9月23日付文書をあらためて琉球政府行政首席名でフィアリー民政官に対し資料提供及び複写についての協力を依頼した。その結果、10月26日にフィアリー民政官と琉球大学高良鉄夫学長及び宮里政玄委員長との会談により、琉球大学が入手希望または複写希望の資料リスト

を作成して、民政府に提出し、それにもとづいて米本国の記録保管所の許可を得ることになった。委員会は1972年1月10日に入手希望リストを提出した。1月26日琉球大学提出の入手希望リストについて民政府のバックレイ総務局長及びローチ氏と宮里委員長との交渉により秘密文書以外の琉球大学の希望する資料については複写可能である旨の回答を引き出すことができた。

2. 複写3ケ年計画

民政府は沖縄の本土復帰後3ケ年で文書整理を行うとのことだったので、委員会では次のように複写計画を立案した。

第1年次 昭和46年10月～昭和47年3月

100,000枚 総務局及び厚生教育局関係資料

第2年次 昭和47年4月～昭和48年3月

200,000枚 経済局、労働局、計画局、渉外局関係

第3年次 昭和48年4月～昭和49年3月

200,000枚 法務局、広報局、公益事業局、公安局関係

民政府所管の文書はおおよそ3,780万枚と推定されていたが、その中から重要秘密文書を除き、琉球大学の必要なものを選択して複写できるものは、3ケ年で50万枚位であろうと予定し、上記の計画ができた。この50万枚は総数の1.3%である。

当所計画は、昭和46年10月から複写実施の予定であったが、予算が認められたのが、昭和47年度からであった。また民政府の文書整理期間がドルショック等のあおりで、3ケ年から2ケ年に短縮されたので、民政府資料の必要なものをもれなく選択複写するため計画を急変変更し、委員の各教官の協力により実施した。なお那覇地方検察庁に移管された民政府裁判所記録および個人所蔵の文書等を調査複写するため、3ケ年計画は継続された。

3. 年度別予算および複写枚数

年度	予算	人件費	複写費	単価	複写枚数
昭和47年度	6,610,000 ^円	940,000 ^円	5,670,000 ^円	27 ^円	210,000枚
昭和48年度	6,610,000	940,000	5,670,000	27	210,000
昭和49年度	6,433,000	833,000	5,600,000	32	175,000
計	19,653,000 ^円	2,713,000 ^円	16,940,000 ^円		595,000枚

複写枚数内訳

昭和47年度 (210,000)
民政府資料 105,951

復帰準備委員会資料	13,764
裁判所記録資料	90,295
昭和48年度	(210,000)
米国民政府裁判所記録	93,221
那覇地裁資料	1,919
全軍労資料	5,890
個人所蔵資料及びその他	10,986
米・琉政府往復文書	97,984
昭和49年度	(175,000)
米・琉政府往復文書	87,608
県議会図書室所蔵資料	84,374
個人所蔵資料	3,018

4. 民政府寄贈資料

類 事項	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
	総記	哲学 宗教	歴史 地誌	社会 科学	自然 科学	工。学 工業	産業	芸術	語学	文学	
図 書				27							27
パンフレット	16		38	804	45	45	133			1	1,082
計	16		38	831	45	45	133			1	1,109

あとがき

民政府文書を複写する際は、直接民政府文書室にゼロックス720A型を2台設置し、委員及び教官が複写すべき資料を選択し、非常勤職員によって複写した。那覇地方検察庁に移管された民政府裁判所資料の複写の際は夏の電力不足時にあたたため複写作業が大はばにおくれたり、ゼロックス設置の際、部屋使用の問題、電気料金の問題等細かい問題が続出したが、各委員の協力で逐次解決して、とどこおりなく複写を完了することができた。

沖縄県史料編集所（大城立裕所長）所蔵の米国民政府琉球政府往復文書をマイクロフィルムから、更に沖縄県議会図書室所蔵の貴重な資料を特別な御好意により複写させていただいた。また法政学科宮里政玄教授、経済学科仲宗根勇教授、教育学部宮城真宏教授、農芸化学科大屋一弘助教授、農業工学科城間理夫教授の五氏の個人所蔵の貴重な資料も提供していただき複写した。

なお昭和49年度に図書館予算によって500巻（米琉政府往復文書の中約125,000枚）は製本済みである。

戦後資料収集調査委員会は複写資料を製本するための編集業務があるので、当分の間存続することになっている。

委員（附属図書館参考調査係長）

山田 勉

注：委員会議要録、委員名簿は省略した。

出版物（紀要類、論文、クラブ誌）の図書館への寄贈方
についてお願い

図書館では本学教官の研究成果である紀要類や論文等を極力収集し、永久に保存して後進に伝えるべく努力しておりますが、すべての紀要類、論文、著書等の情報をキャッチすることは困難であります。

教官各位が論文を発表したり、著述をした場合、あるいは紀要類を発行した際は、少なくとも3部（紀要類については10部）を図書館へ御寄贈くださるようお願いいたします。

なお著書等で寄贈できないものは、せめてその情報だけでも図書館へ御通知いただければ幸に存じます。学生からの請求や学外者または本土からの照会で初めて学内関係者の出版物や文献があることを知って急ぎ収集しようとしても、入手不可能な場合がたまたまあります。

また本学教官の博士論文も鋭意収集中であります、学位取得者100人余のうち、論文は30件しか集っておりません。

学生の研究成果であるクラブ誌もほとんどその情報をつかむことが出来ず、各クラブをまわって収集しても、全部を入手することは出来ない状況であります。

後進の研究者や後輩のために教官各位と学生諸君の御協力をお願いする次第です。

琉球大学附属図書館報“びぶりお”第8巻第4号「通巻第33号」

昭和50年9月16日

発行人 平良 恵仁

沖縄県那覇市当蔵町3丁目1番地 電話 34-0101（内333）